



5月31日までコロナリバウンド防止徹底期間!



↑4月30日の全員協議会で知事の説明を受ける様子

皆さんこんにちは。宮城県議会議員の庄田圭佑です。

4月30日には国の、まん延防止等重点措置の延長に伴う議員全員協議会が開催され、延長分にかかる県の取組や時短要請にかかる支援内容について、説明を受けその後各会派の代表者による質疑が行われました。延長期間の時短要請について、仙台市が事業規模に応じて3万~20万/日の支給に対して、仙台市外は事業規模にかかわらず一律2万/日の支給となったことに対する質疑が出たほか、飲食店に限らず幅広い業種業態への支援強化についての取り組みを求める声もありました。

コラム 子どもアドボカシー

今回は、第377回定例会にて一般質問で取り上げた、子どもの意見表明権(子どもアドボカシー)についてです。

アドボカシーとは、自分の意見を言うことが難しい人の代わりに意見を表明し、権利を守る取り組みです。中でも、子どもたちへの支援活動を「子どもアドボカシー」と呼んでいます。

日本では児童虐待防止や子どもの権利擁護のため国会や厚労省の委員会で検討が進められています。

外国の事例では、子どもの自尊感情や自信が増し、困難なことや課題を自分で解決できるという気持ちを与えるということが実践の場で示されています。我が国での本格導入が期待されています。



みやぎ新型コロナ人権相談ダイヤル

電話番号 090-1552-1477

電話相談受付時間 平日午前9時から午後5時まで

詳細は
コチラ

まだまだ、感染終息が見通せない中にあることや、猶予されていたコロナ関連の特別融資の返済もそろそろ始まることもあり、これまで以上に多様な業種業態への支援は必要となりますが、残念ながら今現在の宮城県の財政状況では十分に支援できる状況にはありません。

この点については、国に対して、支援メニューの充実と併せて、地方自治体への財政支援並びに、景気下支えのための財政出動を強く求めて参ります。

さて、5月11日をもって、本県が指定されていたまん延防止等重点措置が終了しました。県としては、新型コロナウイルス感染症新規陽性者数が下げ止まっていないことや、リバウンド対策の必要性を踏まえ、宮城県独自の緊急事態宣言を5月31日まで延長することとし、コロナリバウンド防止徹底期間と定めています。モニタリング検査の拡充や医療従事者・高齢者接種の早期完了に向けた体制整備等を重点措置としてリバウンド対策の強化にあたっています。また、仙台市内では引き続き飲食店への時短営業要請はじめ、県民の皆様には緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域等との往来は延期・自粛などの各種要請も出されております。リバウンド防止徹底期間の詳細については裏面をご覧ください。

引き続き県政発展に全力疾走して参りますので、皆様より忌憚のないご意見賜れば幸いです。

宮城県議会議員 庄田 圭佑

お困りごとご相談下さい!

下記時間帯は事務所に詰めておりますので、お困りごと等有ればお気軽に事務所にお越し下さい。

令和3年6月19日(土) 10時~12時

受診・相談センター(コールセンター)

電話番号: 022-398-9211

受付時間: 24時間対応

政務活動等レポート

建設企業委員会開催



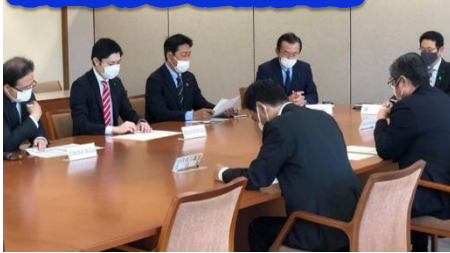
委員長を務める建設企業委員会では、6月議会に上程が予定されている「みやぎ型管理運営方式」について、県と優先交渉権者で交わした基本協定書締結等について報告がありました。

企画広報委員会開催



新聞及びWEB版宮城県議会だより、宮城大学との連携事業、県議会ラウンジコンサート等、議会広報について議論しました。これからは県議会を身近に感じていただける広報に努めて参ります。

常任委員長会議出席



議長以下、各常任委員長が集まり、委員会における集中審議の在り方について議論。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、各種調査を当面延期することを決定いたしました。

都市計画審議会出席



初めてWebでの開催。今後もWeb対応できるよう、議事運営規則の一部改正、東日本大震災等に伴う仙塩広域都市計画区域区分の変更について議論し、原案可決となりました。

議会改革推進会議出席



議員提案条例である議会基本条例の制定から12年が経過し、同条例28条に基づく議会改革のこれまでの取組と実績を評価し、必要に応じて条例改正を検討していく方針を決定いたしました。

植樹祭出席



作並温泉街道沿いに、樹齢が1000年持つ江戸彼岸桜を植樹しました。現在あるソメイヨシノの寿命が近いため、新たに植樹するものです。数十年後に立派になった江戸彼岸桜が楽しみです。

リバウンド防止徹底期間の重点措置と皆様へのお願い

5月12日よりまん延防止等重点措置の解除に伴い、宮城県では独自の緊急事態宣言を5月31日まで延長し、リバウンド防止徹底期間と定めました。以下に、リバウンド対策の重点措置と県民の皆様への要請内容を記載いたしましたので、ご協力をお願い致します。

○ 現在の新規感染者・病床の逼迫状況等は「重点措置」適用前に比べ一定の落ちつき
→ 他方、「重点措置」の解除が感染再拡大（リバウンド）の引き金とならないよう新たな対策を講じる必要あり

【リバウンドのトリガーとなり得る要素】

- 変異株感染者の増加
- 感染防止意識の“緩み”
- 大都市圏等での感染拡大

5/12以降の取組

- 3/18発令の県・仙台市独自の「緊急事態宣言」は継続しつつ、リバウンド対策の強化に取り組む
- 特に5月31日までを「リバウンド防止徹底期間」に設定し、以下の「対策パッケージ」を順次展開していく

リバウンド防止対策パッケージ（4本柱）

ポイント

- 安全安心の確保・提供
- 感染抑制段階的緩和
- 早期探知
- 先手対策
- 基本的感染対策の徹底
- 「重点措置」解除後の経過措置
- 感染再拡大の早期探知
- モニタリング検査の拡充等継続的な人流分析
- 感染症対策の認証制度新設
- 飲食店の感染防止策徹底と利用促進
- ワクチン接種の加速化
- 医療従事者・高齢者接種の早期完了に向けた体制整備

間と定めました。以下に、リバウンド対策の重点措置と県民の皆様への要請内容を記載いたしましたので、ご協力をお願い致します。

「重点措置」適用期間（5/11まで）	リバウンド防止徹底期間（5/12-31）
○ 不要不急の外出や移動を自粛すること、近場の外出でも三密を避けること ○ 県外との不要不急の移動、特に緊急事態措置地域等（首都圏・関西圏・愛知県・愛媛県・沖縄県）との往来は延期・自粛すること ○ 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようにすること ○ 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと（特措法第31条の6第2項） ○ 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じない飲食店等の利用を自粛すること ○ 年度初めにおける行事（歓送迎会・新歓コンパ・飲食を伴う謝恩会や花見など）の開催を自粛すること ○ 飲食を伴う多人数や長時間におよぶ会食を自粛すること、会話の際のマスク着用を徹底すること、飲酒を伴わない場合も注意すること ○ 飲食店を求める感染防止策に積極的に協力すること ○ 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクの高い行動を自粛すること	○ 外出・移動の際には「三密」・「5つの場面」等の回避や、マスク着用・手指衛生等の基本的な感染対策を徹底すること ○ 県外との不要不急の移動、特に緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域等との往来は延期・自粛すること - 同左（継続） ○ 感染対策が徹底されていない飲食店等や、時短要請に応じない飲食店等の利用（宅配・テイクアウトを除く）を控えること ○ 飲酒を伴う多人数や長時間におよぶ会食・行事を自粛すること、会話の際のマスク着用を徹底すること、飲酒を伴わない場合も注意すること - 同左（継続） - 同左（継続）

※ 感染リスクが高いとされる。①飲酒を伴う懇親会等。②大人数や長時間におよぶ飲食。③マスクなしでの会話。④狭い空間での共同生活。⑤席場所の切り替わり

宮城県政へひと言!!

FAX 050-3737-4421

宮城県議会議員
庄田圭佑事務所

〒981-3213
仙台市泉区南中山2-2-5
TEL: 022-342-1041
FAX: 050-3737-4421

庄田けいすけ

検索



皆様の声をお聞かせ下さい！

氏名

連絡先